

創刊のことば

税法は明治以來の立法でありながら、殆んど法学者によつて研究の對象とされなかつた。財政学者や會計学者がそれぞれ専門の立場から税法を研究しても、法学者が問題にしなかつたのは、税法が單なる收税官吏のための稅務行政運営上の行政法規にすぎず、司法の領域に入りこむことがなかつたからである。然るに新憲法の實施に伴い行政裁判所が廢止され、行政処分取消・變更の訴訟も從來の普通裁判所の管轄に屬することとなり、他方賦課課稅制より申告納稅制への轉換に伴い、課稅標準を中心として、更正決定処分に対する訴訟が多くなり、又税法違反に対する罰則強化は、統制違反被告事件よりその王座を奪うに至つた。かくて今や税法は單なる行政法規としてでなく、司法の領域において裁判規範としての司法法規的性格をそなえるに至つた。かくて税法はその法学的研究を必要とするに至り、こゝに税法の誕生が初まつた。

本誌創刊の意圖は、全くこの新しい税法をすくすくと發展せしめんとするにある。税法學上の凡ゆる問題が本誌上において凡ゆる法學者により論議されれば、總ては税法學体系確立の途を迂ることにならう。各大学法学部、商經學部に行政法學と獨立した税法學講座が設けられ、更には司法試験及び公認會計士試験科目に「税法學」が新に加えられることにもなれば、税法に対する國民の関心は益々も増大するであらう。そのときに初めて稅務行政民主化の素地は醸成され、徵稅と納稅とは圓滑に行われる。本誌がかかる使命達成に聊かたりとも貢獻するを得ば幸いである。願わくば大方諸彦の絶大なる御支援と御協力をお願いする次第である。

一九五一年一月一五日

綜合法規研究所

所長 中川一郎

税法學 第一號目次

論 說

税法における二、三の憲法問題……………黒田 覚……………1

行政訴訟の限界(一)……………宅間達彦……………9

——附・納稅者訴訟、宣言判決——

税法の法源と税法規の解釈……………中川一郎……………24

——取扱通達について——

通達批判

法人稅取扱通達批判(一)……………中川一郎……………31

——特に總益金・總損金について——

解 說

改正税法の解説……………綜合法規研究所……………45

酒税法第一四次改正

所得税法臨時特例法

食糧の輸入税を免除する法律第三次改正

砂糖消費税法第一八次改正

揮発油税法第二次改正

物品税法第一二次改正

資料文獻

卷 頭 言

学界、法曹界、税務界の間に「日本税法学会」創立の氣運が熟してきた。財政学や会計学については、夙に夫々学会が結成され、着々と研究の効果を挙げているに拘らず、税法学については、その誕生日尙浅きため、学会の存在しなかつたことは、もとより当然である。むしろ今、学会結成の氣運が熟してきたことが、余りにも早いと言ひ得るであらう。それ程、税法学の確立發展が要請されていると考えてよい。

この際考えなければならぬことは、税法学に対して何が期待されているかということである。それは、税法の法学的研究であつて、いわゆる税務会計の研究でないことは明らかである。従つて税務会計における原理原則を法的に翻譯することではない。税務会計学はもとより補助科学ではあるが、その原理原則が税法学を拘束するものではない。税法学は法学であり、それは規範科学であるから、法規範を度外視しての理論は、もとより税法理論ではない。このことは極めて明白なことでありながら、實際には、ともすれば忘却されることである。

税法学においては、課税標準に関する法学的研究が中心課題であり、それは行政法理論を以つては、全然解明し得ない。又、私法理論のみを以てするも、これを把握し得ないところに、税法学の独自性の主張がある。誕生せんとする税法学会もこの線に沿ひ堅実な歩みをたどらんことが望ましい。

一九五一年九月一〇日

綜合法規研究所

所長 中 川 一 郎

本 号 目 次

論 說

税法の独立と税法学の誕生……………田中勝次郎…1
税務訴訟の立証責任(一)……………斎藤秀夫…16

資 料

ライヒ租税法(邦訳)(四)……………中川一郎…22
—九一条から一二一条まで—

解 說

改正税法解説……………綜合法規研究所…29

裁 判 例

裁判例……………綜合法規研究所…41

- ②③ 法人の損益は純資産の増減に外ならない……………41
- ②④ 会社経理上当然なすべき減価償却を怠つてい……………41
- た場合と減価償却費の損金算入の許否……………41
- ②⑤ 法人税法第四八条の通脱犯の起訴と告発……………41
- ②⑥ 法人税法第二一条の中間申告と通脱犯の成否……………41

文 献

田中勝次郎先生藏書外国文献……………55
京都大学所藏外国文献(内)……………綜合法規研究所…60

巻頭のことば

法学者のみならず、各界より広く同学の土相集り、ここに「日本税法学会」が結成された。実務家を多数会員としている点において他の法学会にその例を見ない異色ある存在である。この特色が、本学会を發展せしめる動因ともなれば、又反対に学会としては名称のみに終らしめることにもなるう。会員の協力もさることながら、一にかかつて運営の任に当る役員の手腕によるであらう。既成の他の法学と異り未だ体系も理論も樹立されていない税法字、更にはその実学的色彩の濃厚な点より考え、実務家の参加はこれを歓迎したい。

租税に関する団体は今日極めて多い。それらは多く行政官庁等の外廓団体であり、或いは政治的、ないし行政的目的を有するものである。本学会は、名称通り純粹に税法字の研究のみを目的とする団体であり、如何なる御用機関でもない。それは一面財政的基礎の貧困を物語るものであるが、これは総ての学会に共通するところであり、税法字研究の必要性を解する人々の後援を俟つ外はない。然し乍ら、他面本学会は、他の学会と同じく学問の自由に対し何等拘束を受けない。政府、政党の税制改革案や経済団体の税法改正建議案、更には租税行政目体についても、理論的にこれを批判し得る。実はこの法学理論による検討を未だ一度も受けたことのない我が税法並びに租税行政について、新しく法学理論により批判検討を加え、これらを合理的なものたらしめる必要性こそが我が国にも税法字を誕生せしめ、日本税法学会の結成をみた所以である。合理的な税法の誕生！それは凡ゆる利害得失を超越して全国民の熱望してやまないところであり、これが実現のための理論的研究こそ、本学会の担当すべき使命であらう。

一九五一年一月一日

日本税法学会
常務理事 中川一郎

本号目次

論説

- 我国における税法字の使命……………田中勝次郎…1
判例を通じて見た酒税法……………河村澄夫…8
違反の罪(一)
青色申告制度と課税標準法……………中川一郎…19
の転換(二完)
間接国税以外の国税に関する犯
則事件について收税官吏の告発
は訴訟条件なりや否やの研究……………細谷啓次郎…24

資料

- ライヒ租税法(邦訳)(七)……………中川一郎…31

通達批判

- 所得税基本通達批判(四)……………中川一郎…37

解説

- 改正税法解説……………綜合法規研究所…40

裁判例

- 裁判例……………綜合法規研究所…41

文獻

- STEUER UND WIRTSCHAFT (1927-
1936) の論文目次(2)……………綜合法規研究所…50

学会記事

- 日本税法学会記事……………51
日本税法学会会員名簿……………53
日本税法学会規約……………60

卷 頭 言

ともかく税法を法学的に究明しなければならないということ、税法も法学者にとつて研究の対象として必要であるということが、この一年の間に認識された。それは税法誕生第一年としては何よりの収穫であつた。すべての学問がその発足後経験したことが、そのままこの新しい税法にも当てはまる。税法に隣接する財政学、会計学との関係や、同じ法律学の領域内における民商法学、訴訟法学、憲法学、行政法学との関係が検討されていることもその一つである。各税法についての判例法の研究がなされているのも、基本的税法概念を私が探求せんとするのもその一つである。直ちに税法体系ができたり、税法原理や原則が樹立されるものではない。それは長年月にわたる研究の成果として確立されるものである。然し、そのためには徐々に、しかも多数の同学者により研究の中間発表がなされなければならない。それが同学者により批判され、検討されて、より以上のものが創造されて行くのである。我々同学者は、かかる中間発表をなし、或いは又、これを批判するのに、慎重を期さなければならないこともよりであるが、同時に勇氣を必要とする。他面、批判をなし、又批判を受け入れるについて謙讓でなければならない。この勇氣と謙讓とが、更に第二年において、税法を予期以上に發展せしめるであらう。日本税法学会こそは、この税法發展確立の温床として、先ずその実質的内容を固めると同時に、益々広範圍に同学者を求めなければならない。

一九五二年一月二三日

日本税法学会
常務理事 中 川 一 郎

本 号 目 次

論 說

税法の要請とその諸問題……………	黒 田 覚……………1
現行税法における基本的法概念としての「所得」……………	中 川 一 郎……………8
判例を通じて見た酒税法違反の罪……………	河 村 澄 夫……………17

資 料

米国の内国歳入法(邦訳)……………	加 藤 清……………26
ライと租税法(邦訳)……………	中 川 一 郎……………34

裁判例紹介

裁判例紹介……………	小 杉 文 雄……………38
(一) 法人税法第九条の総益金の意義	関 根 達 夫……………38
(二) 所得税法賦課処分取消変更を求める訴訟における当事者の主張立証	
(三) 課税処分取消を求める訴訟における立証責任	
(四) 酒税法違反の告発処分と行政訴訟	
(五) 誤謬訂正と行政訴訟	

裁判例

裁判例……………	綜合法規研究所……………49
----------	----------------

(9) 法人税法第九条の総益金の意義	
(10) 請負代金債権と益金計上の時期	
(11) 昭和二十年法律六〇号の特定契約による政府に対する債権と益金計上の時期	

学会記事

解 説

改正税法解説……………	綜合法規研究所……………54
-------------	----------------

文 献

STEUER UND WIRTSCHAFT (1927-1936) の論文目次(4)……………	綜合法規研究所……………60
---	----------------

卷 頭 言

法律学のすべてがそうであるが、わけても税法において、実務家の協力を絶対に必要とする。税務行政や税務会計に携わる実務家を初め、会社の主計担当者、更には租税事件を担当する法曹家達の間から、実は税法の確立が要請されるのであり、これら実務家の誰しもが日常携わる具体的な事件や実務を通じて幾多の疑問を提供することが、税法確立に対する何よりの協力である。司法官は判決を、税務行政官庁は通達を以て、かかる問題に対する結論を与えている。法源性の問題は暫く措くとして、これらは税法学者に此の上もない資料である。又、実務家が自己の担当する事件を通しての疑問点は、そのままだが新しい資料となる。思索に時間のないこれら実務家に対しかかる問題の解決を、更には法理論的研究を求めることはそれ自体無理なことである。むしろかかる法理論的研究はこれに専念する学者に任されるのが至当である。決して実務家が税法理論の研究をなすべきではないというのではないが、法理論的研究をなさなくても、問題の提起こそが実務家の税法確立に対する貴き貢献であることを強調し、同時に実務家がかかる問題の定立に対しためらわれないことを要望したい。疑問を提出し、これを手際よく理論的にまとめ一応の解決をなさなければ発表し得ないというような氣風を絶滅してほしいのである。

他面、実務家に課せられた大きな使命がある。それは学者の樹立する税法理論に対する批判である。この批判はもとより理論的のものであることを要しない。実務処理の実際上の観点よりする批判こそが望ましいのである。学者たちは良心ある限り、これらの批判により反省を繰返し、自己の学説を進歩させるであらう。そこにこそ税法の発展があり、実務家の貢献こそが注目されなければならない。わが日本税法学会は決して学者だけの学会ではないこと、実務家の多数を会員としていることも大に意義があるのである。

一九五二年三月二〇日

日本税法学会
常務理事 中 川 一 郎

本号目次

論 説

判例を通じて見た酒税法違反の罪(三)……………河村澄夫…1

資 料

米国の内国歳入法(邦訳)(四)……………加藤清…12
新しい仏蘭西所得税の確立……………宮崎雄…19

裁判例紹介

裁判例紹介……………関根達夫…32

- (1) 審査決定の性質
- (2) 必要経費の立証責任
- (3) 同居親族の所得と一家の生計の主宰者の所得

裁判例

裁判例……………綜合法規研究所…37

- ④ 收税官吏に対する納税義務者の供述書の証拠能力

学会記事

解 説

改正税法解説……………綜合法規研究所…40

資料文献

資料文献(4)——定期刊行物の部——綜合法規研究所…56

卷 頭 言

日本税法学会も創立以来満二年を迎え、第五回大会を終了した。回を重ねることに討論も活潑となり、得るところ極めて大である。取扱通達の法源性の否定が大会の席上公認されたことは、当然のことではあるが、それは税法を法律学的に研究することが、この二年の間に会員によつて育成されたことを意味するのであり、税法学徒として何よりも喜ばしいところであつた。又、本誌には毎号必ず外国税法の研究紹介がなされるようになり、税法学の発展の上のみならず、租税立法の上よりも輝しい将来が約束されているといえよう。外国税法の研究は殆んど従来なされていなかったところであり、それが際だつてこの一年間になされるようになったことは、明かに税法学に對する認識度が深まつたといえよう。

明治以来最近まで税法に對しては、法律学的に全く無批判的であつた。国民大衆は唯、税額の低からんことを願ひ、税務当局は、国家予算で決定した租税収入の確保のみを念願としたのである。しかも常に後者が権力的の故に優先し、従前の我が国においては、それが批判をなすことを許されず、又實際上なすことも無駄であつた。それは新憲法のもとにおいてこそ初めて批判研究を必要とするに至つたのである。今や税法は誰のものでもなく、国民大衆のものなのである。租税収入の確保そのもののさへ、実は国民の課題であり、国民と遊離した税務官庁の課題なのではない。こうした点が今猶明確に把握されてはいない。それについては税務官庁のみならず、国民の側にも大きな責任がある。課税、徴税はすべて税法に従つてなされなければならないにも拘らず、これを宛かも一の基準の如く考え、税法を無視して相互間に妥協和解が行われてはいないか。

税法は、決して税務行政官庁の代弁をなすものではなく、又同時に政党や国民の主張のみに加担するものでもない。税法を他の法律から全く遊離独立したオール・マイチイと考えず、現行日本法秩序のもとにおいて最もこれに適合した立法を研究し、又現行税法をこれに矛盾することなく解釈することこそ、税法学の指針でなければならない。

一九五三年一月二〇日

中 川 一 郎

前 号 (三四号) 目 次

論 說

英国税法における所得概念(一)……………大原 一 三…1

米国税法における譲渡損益(二)……………須 貝 脩 一…7

米国税法における棚卸評価法の進展(三)……………福 田 幸 弘…15

資 料

米国の内国歳入法(邦訳)(四)……………加 藤 清…27

英国所得税法(邦訳註解)(一)……………福 田 幸 弘…35

裁 判 例

裁判例要旨集

卷 頭 言

本誌を創刊してより満七年が経過し、第八年目を迎えようとしている。それは、われわれが「税法学」と命名し、税法を研究対象とする独立の法律学を提唱してよりの歩みでもある。法律学の中で最も歴史の新しい法律学であり、漸く原理、原則並びに体系が樹立されようとしているのであつて、他の既成法学に比すれば、未だ少年期的存在に過ぎない。この税法学の特色は、他の法学との関連性が極めて濃厚であり、宛かも全法学の縮図の如き観を呈していることである。従つて税法学を研究するには、憲法学、国家学、国法学、行政法学はもとより、民法学、商法学、民事訴訟法学のみならず、更には刑法学、刑事訴訟法学、或いは労働法学、経済法学等にも理論的援助を仰がなければならぬ。その故にこれらの法学の専門家でないわれわれは、必要に迫られて他の法学を研究せざるを得なくなるのであるが、もとより他の法学における既成理論を批判検討しようとするのではなく、単にこれを転用し、参考にしようというに過ぎない。然し、もし他の法学の領域において税法が研究対象とされた場合には、われわれはこれを税法学の上より批判検討することが許されるであらうし、又これをなさなければならぬ。要するに税法学は、他の既成法学理論を充分消化し、独自の法原理、法原則を樹立しなければならぬ。

他面、税法学は学問の分野を異にする財政学、会計学、更には単なる経済知識とも全然関係がないわけではない。税法の解釈に際して、財政政策、会計理論、経済知識を必要としないとはいわないが、これらが税法解釈を主導し、左右するものではないことを知らねばならない。税法規範の淵源は、時に財政政策であり、時に会計慣行であるが、そのことは実定法化されていない財政政策や会計慣行までもが、その実定法化以前において法規範性を主張し得ないことだけを明確に、しかも厳格に認識しなければならぬ。以上のことは頗る明白かつ当然のことながら、往々無視され勝である。税法学は、会計学や財政学に対し何の発言権もないが、同時に税法学に対する会計学や財政学上の批判に対しては答弁すること自体がナンセンスであることを知らねばならない。

一九五七年一二月

日本税法学会

常務理事 中 川 一 郎

前号(八三号)目次

論 説

- 米国税法と黙秘権……………須貝脩一
行政処分は無効……………須貝脩一
——再び田中勝次郎博士に答える——
再び賞与金と商法と税法……………石塚 陸

資 料

- 米国の新内国歳入法(邦訳)……………加藤 清
英国所得税法(邦訳註解)……………福田 幸弘
外国法研究
スイス防衛税法の研究(8)……………中川 一郎

裁 判 例

卷 頭 言

来月末に千五百頁余の租税判例集を公刊すべく、今夏は租税判例の隅々まで検討する機会を得た。予想に反し、判例の内容は豊富になり、しかも一部の例外を除き、いずれも一応妥当なものである。然し、どの判決をみても看取できることは、税法の解釈・適用についての基本原理を要請していることである。これにこたえられるものは、民主主義的税法である。民主主義国家である限り、洋の東西を問わず変りはない。果たせるかな、西ドイツにおいては、この数年間アルミン・シュピターラーを中心として幾多の秀でた実務家・学者が税法の原理的研究をなしているのである。しかも当然とはいいいながら驚いたことには、過去のドイツ官庁税法を払拭し、法治国理念に立脚した民主主義的税法の確立を志向しているのである。彼等は口々にドイツ税法の歴史は極めて浅く、誕生した許りであるという。それでは一体わが国はどうなるのかと顔を赤めざるを得ない。然し、よく考えてみると、いうところのドイツ税法は、新生の民主主義的税法のことであり、エンノ・ベッカーを始祖とする官庁税法のことではないのである。わが国にはかかる官庁税法の時代がなく、誕生の当初から民主主義的税法であり、従つてドイツに数余年も遅れることなく歩んでいるといえるのである。唯、ドイツと異なるのは、原理的研究をなす者が僅少であり、特に実務家の中から出ないということである。ドイツの如く、実務に精通している裁判官、税務行政官、並びに税理士の中から税法の理論的研究をなさんとする人々が続出してこそ、わが国の税法は発展するのである。これらの人々に関心をひく意味において、私達は今後外国立法なり、制度だけではなく、税法理論の紹介に専念したいと考えている。

国家は国民のために存するのであり、国民が国家のために存するのではない。他面、国家の恣意も、国民の恣意も、公共の福祉に反するのである。特に税務行政においては、国家の恣意が公共の福祉にすりかえられてはならないと同時に、多数国民の恣意も公共の福祉には転化しないのである。租税基本法制定のためにも、私達は一日も早く税法の理論的研究を推進しなければならない。

一九五九年八月

日本税法学会
常務理事 中川 一郎

前 号 (二〇三号) 目 次

論 説

租税債権と相殺……………須貝 脩 一

アメリカ税務訴訟における
立証の具体的研究⁽¹⁾……………長 穰

判 例 研 究

更正期間経過後に更正理由の
通知をなした場合の効力
同族会社の取締役を支給した
報酬を否認し得る場合……………中川 一郎

資 料

米国の新内国歳入法 (邦訳) ⑧……………加 藤 清

裁 判 例

巻 頭 言

本誌も創刊以來滿十年、ここに第一二〇号を発売して一九六〇年を終るわけである。ともかくにも、こうして継続できたのは、偏に會員諸氏の絶大なる御支援御協力の賜であり、感謝感激の外はない。続く六〇年代の十年間、更に一層の御鞭撻をお願いし、税法学の確立を期したい。

凡そ租税に関する雑誌で本誌程発行部数の少ないものもない。ドイツやスイスの税法学の雑誌の実状を見ればこれもやむを得ないであろう。一般の納税義務者には直接役立つものではなく、また税法学が必須科目でないわが国において法学生に読者層を求めることも先ず不可能である。こうした状況は、これからの十年間も大して変化はあるまい。唯、日本税法学の歴史は、本誌とその運命を共にしているものであるから、税法学さえ真に確立されるならば、法曹界、税理士界における読者も漸増するであろう。偏に會員諸氏の御協力をお願いする次第である。

税制調査会では、租税通則法案の準備が大分進捗しているようである。明年はこれらとも取り組まなければならない。これからの十年は、過ぎ去つた十年以上に我々税法学徒に課せられる問題は多いであろう。税務行政の独裁化を黙認せず、他方狡猾な納税義務者の租税回避行為を排撃することこそ、真に租税負担の公正・平等を期し、租税正義を実現し得る所以である。公共の福祉とか、租税収入の確保とか、公正な租税負担というような抽象的文言、時には全体主義の復興を思ふような考え方、警戒すると共に、他方国家社会生活が無視するような個人至上論も慎まなければならない。ドイツにおいても、税法学は今日大変革期に直面している。いわゆる官庁税法学より民主主義税法学への転換がそれである。しかも連邦租税裁判所がその最先端において活躍し、税法学はむしろ裁判所に引きずられて行つていような格好である。法律学すべてがさうであろうが、わけても税法学は具体的な経済生活の實際に即して考察しなければ、架空の原理・原則と化することを物語るものである。

一九六〇年一二月

日本税法学会
常務理事 中 川 一 郎

前 号（二一九号）目 次

税法における私人の行為序説 (2) …… 新井 隆 一

米国の新内国歳入法（邦訳） (62) …… 加 藤 清

シンポジウム

(1) 株式会社計算の内容に関する商法改正要綱
法務省民事局試案

(2) 行政事件訴訟特例法改正要綱試案

裁 判 例

租税判例追補 (2の二) …… 中 川 一 郎

学 会 記 事

卷 頭 言

去る一月一日当学会より内閣総理大臣宛に「国税通則法制定に関する意見書」を提出し、その写を全会員、並びに国会議員の全員、関係官庁、団体、主要新聞社等に送付した。意見書は、総会の決定に基づき須貝教授及び私が起草委員となり、学会の研究會・大会において表明された意見を勘案して意見書案を作成し、これを全会員に送付し、意見を求めて修正したものである。本号は、意見書特集号として発刊したが、次号以降にも引き続きこの問題を掲載する。意見書提出の時機を失することをおそれ、作成を急いだために、なお検討すべき問題が残っているであろう。然し、基本的問題については表明し尽した積りである。補足すべき問題あるときは、本誌にも掲載し、将来これらを一括して意見書補足書として提出してもよいと考えている。

意見書もさることながら、当学会としては「租税基本法試案」の作成準備にとりかからなければならぬであろう。もとよりそれは国民のための民主的税法である。これが立案を政府に望むこと自体無理なのであるから、われわれがこれを作らなければならぬ。それが真に国民の協力を得る内容のものであれば、必ずや立法化される。

民主的税法というと、世間では、国民の利益擁護に偏し、国庫の収入を全く軽視するかのように吹聴する向きもある。然し、そんな税法などあり得よう筈がなく、またわれわれが生涯を賭してそんなことを研究することもない。われわれこそ、職責を全うするためにではなく、真に租税収入の確保を念願するものである。唯、それを権力を振りかざして確保しようというのではなく、国民の自主的協力のもとに確保しようというのである。そのためには、税務行政の合法性を徹底せしめ、恣意課税を絶対的に排撃すると共に、一方において租税正義、法平等性の要請により脱税、租税回避、租税債務免除の合意等を追放しなければならない。これが実現しない限り、いつまで経つても政治の淨化は掛声に終るであろう。

一九六一年一月

日本税法学会

常務理事

中 川 一 郎

前 号（二三〇号）目 次

国税通則法答申の批判 (3)	中 川 一 郎
行政事件訴訟特例法改正案と 訴願前置	宅 間 達 彦
源泉徴収義務者の法的地位を 論ず	中 山 治 三 郎

租税実質課税の原則におもう	西 川 千 春
米国の新内国歳入法（邦訳） (63)	加 藤 清

シンポジウム

国税通則法答申をめぐる諸問題 (1)

裁 判 例

租税判例追補 (3の1)	中 川 一 郎
	吉 良 実 郎

学 会 記 事

巻 頭 言

十一月二十九日の朝刊は、一斉に大蔵省が国税通則法制定に関する大蔵省原案を税制調査会起草委員会にはかりその諒承を得たと発表した。この原案によれば、当学会意見書の二ないし四、七ないし九の項目については、判例学説の展開をまつ方がより適当であると認め、その制度化は将来における慎重な検討に委ねることとされている。従つて答申の骨格をなしている「税法解釈の原則規定」「課税要件事実認定の原則規定」「租税回避行為の禁止規定」「行為計算否認の規定」の規定は、今回設けられないことに決定した。その結果、制定される法律は、文字通り国税共通法ないしは国税通則法ということになった。

この国税通則法制定の趣旨をみるに、(1)税法の簡素平明化をはかること、(2)租税の基本的な法律構成を明らかにし、現行法の欠点を改め、規定の整備合理化を図ること、(3)納税者の利益を考慮しつつ諸般の制度の改善合理化を図ること、としている。この趣旨どおりであるならば結構であるが、果していかように法文化されるものか、法案を見なければ批判することもできない。

たとえば、規定される主な事項の二に「利子税及び各種加算税の軽減合理化」と題し、現行の利子税及び延滞加算税を統合して延滞税とし、制度の簡素化を図ると共に、その負担を軽減するとしている。その内容を見るに、現行の利子税日歩三銭と延滞加算税日歩三銭を統合して延滞税日歩二銭、但し、督促後一日目以後の分については日歩四銭にするとしてある。しかも今回の案には述べられていないが、答申及び答申説明には、この延滞税は法人の所得の計算上損金に算入しないものとしている。現行法では、利子税は損金に算入されているから、いかに日歩三銭が二銭に軽減されても、損金不算入に改正されるならば、却つて負担は重加されるわけである。しかるに敢えて「負担を軽減する」と述べているのであるから、余程全般的に考察して検討しないと、趣旨として述べているとおりであるか否か頗る疑問である。

当学会は、答申並びにやがて公表されるであろう国税通則法案を公正に批判すると共に、租税基本法試案の作成に着手する。

一九六一年一二月

日本税法学会

常務理事

中川一郎

前号(一二三三)目次

国税通則法制定に関する意見書……………日本税法学会

意見書補足説明……………中川一郎・須貝脩一・竹内寅太郎
三木今二・板倉宏

国税通則法制定に関する学会の意見書……………田中勝次郎

田中意見に答う……………中川一郎

国税通則法答申の批判(4)……………中川一郎

シンポジウム

国税通則法答申をめぐる諸問題(2)

学会記事

卷 頭 言

本学会の第二回大会の第二目に行なわれたシンポジウムにおいて、試験の方法・研修等については将来の研究にまつこととして、税務訴訟代理士制度を創設することについて、大多数の賛成があつた。この種の問題は未だかつて検討されたことがなかつただけに極めてその意義は大きい。学界人はもとよりであるが、税理士を初め、職業会計人や法曹界を挙げてその実現に努むべきであらう。

税務計算に堪能な税務訴訟代理士が新しく出現すれば、納税義務者も審査決定に不服なときは、安易な気持で出訴に乗り出し得ることになるであらう。大企業にとつては何の変りもないであらうが、中小企業にとつては、納得の行くまで権利主張を実際になし得ることになるということは、延いては納税意識の向上にも資するところが大であらう。同時に権利主張には、証拠資料が必要であることを訴訟において体得することになり、それはやがて記帳を初め証拠書類の保有を納税義務者が自主的に実行する因ともなるであらう。

濫訟が増大しはしないかとの懸念に対しては、敗訴すれば税額以外に訴訟費用を初め訴訟代理人に対する報酬をも負担しなければならないことは自明であるから、先づかかる弊害は生じないであらう。

弁護士が既得権が問題であるが、弁護士が税務訴訟代理権を行使し得なくなるのではないから、従前とならん変りはない。また弁護士はその自由意思により「税務訴訟代理士」の名称を使用し得ることにしておけば、異論も生じないであらう。

むしろ問題は、真に税務訴訟代理人として良くその職責を全うし得る者のみにその資格が与えられなければならないことである。従つてシンポジウムにおいて保留された試験の方法及び研修の方法こそ重要であらう。試験については、もとより司法試験に準じ法務省がこれを執行すべきであるが、特定の者に対する特別試験制度は絶対にこれを設けるべきではない。唯、研修については、現在の司法修習制度に準ずべきではあろうが、税理士業に従事していることを充分考慮して実施可能なものにしなければならず、しかも一方において訴訟技術を習得することに欠けるところがあつてはならない。今後研究を要する問題である。

一九六二年一〇月

日本税法学会

常務理事 中川一郎

前号(二四一号)目次

国税通則法第七一条第一号の解釈……………	中川一郎
政党寄附金の控除と平等原則……………	阿部照哉
税法における訴願前置論争の理論的考察(3・完)……………	斎藤明
財団医療法人と相続税及び贈与税 ⁽²⁾ ……………	吉良実
西ドイツ税理士法について ⁽⁵⁾ ……………	中川一郎
税務弁護士制度について……………	北野弘久
税理士法改正と税務訴訟代理権……………	加納清
税理士に訴訟代理権を賦与すべきか……………	西尾祐男
裁判例	
租税判例追補(3の九)……………	中川一郎

学会記事

巻頭言

本誌も本号をもつて創刊以来満十二年を迎えた。租税の法学的研究を目指して「税法学」という誌名で、外国税法に可成り重点を置いて編集してきた。然し、未だに税法学が租税の法学的研究であることは一般に余り認識されず、むしろ税法学は税法の学問である位に考えられる嫌いがなくもない。税法学者は、租税の財政学的、経済学的、会計学的ないし社会学的研究をなすものではなく、あくまで法学的研究をなすべきものである。税法学は、他の法学と同じく、解釈法学と立法学とに大別することができる。換言すれば、税法解釈学と租税立法学とである。然し、租税立法学は、税法解釈学を研究した上でなければ、これを樹立することはできない。現行税法の解釈もできないのに、立法論のできよう筈はない。従つて他の法学と同じく、特に誕生日なお浅き税法学においては、先ず必要なのは税法解釈学の確立である。その意味において私は昨年「税法の解釈及び適用」を公開して、税法の解釈理論及び適用理論を検討したのであるが、今後本誌上において日本の現行租税法規に関する解釈論が活潑に展開されんことを希望してやまない。

本誌とは別に四月に租税関係の判例評釈及び通達批判の専門誌として「シュトイエル」を創刊し、今月第九号を発刊したが、これは個々の判例・通達のみを対象とするものであるから、自らその使命を異にする。

租税立法論を決して軽視するわけではなく、これに関する論文も歓迎したい。然し、あくまで租税立法論であつて、税制論、租税政策論でなく、ましてや税務会計論でなく、更には租税に関する経済学、社会学でないことを念頭に置かなければならない。とかく法学論とその他とが混同され易いが、矢張り立法論は法解釈論の上に立つてなされなければならないのである。

税法解釈論並びに租税立法論にとつて必要なのは、外国の税法・判例・学説である。将来も英米独仏瑞国位については、わが国に参考になるものを掲載したいと考えている。目下当学会で十周年記念事業の一環として行なっている外国税法用語の訳語統一は、外国税法の研究に必ずや貢献するであろう。かくして来年は本誌の内容を一層充実すべく専念しよう。

一九六二年十二月

日本税法学会

常務理事 中川一郎

前号（一四三号）目次

行政事件訴訟法の研究 (1) 須貝 脩 一

Tax Legal Accountancy 齋 藤 明
生成の法理学的展開 (2)

米国の新内国歳入法（邦訳） (72) 加 藤 清

税務訴訟試験 (1) 吉 良 実

外国税法用語訳語カード
中間整理報告 (1) 中 一 川 郎

シンポジウム

税理士と税務訴訟代理権について

学会記事

巻 頭 言

政府は、明春を期して所得税法および法人税法の全部改正をなそうとしている。改正の主要目的は、納税者たる国民に読み易い、理解し易い税法にしようというのであり、それは十数年来私の提唱してきたところである。目下税制調査会で検討中の由であるから、やがてこれに関する総理への答申がなされ、同時に公表されることであろう。

然し、答申は、いわば改正要綱の一手手前のものであり、それだけでは、所得税法や法人税法がどれだけ国民に読み易い、理解し易いものになつてゐるかを検討することもできない。答申に基づく主税局の改正要綱にしても同様である。われわれが知りたいのは、そして批判したいのは、改正しようという法文そのものである。それは改正草案である。

国税通則法についても、草案があり、プリントされていたが、公表はされなかつた。到底われわれは入手することができず、仮りに入手しても批判することもできない。恐らく所得税法および法人税法については、主税局で改正草案が作成されることであろう。是非公表を要請するとともに、本学会に公式の送付を希望する。早速本誌に掲載し、臨時大会を開いてシンポジウムを行ない、充分検討し、要すれば学会意見書を公表したい。

所得税法・法人税法といへば、私法における民法・商法にも匹敵すべきものである。それは形式的には行政法規であるが、すべて私権である国民の財産権に関するものである。国民主権のもとにおいては、税法は政府、税務行政官庁のためのものではなく、国民自身のためのものである。それは、民・商法や刑法と変りはない。してみればこれらと同様に、改正草案を公表し、国民の意見を聴かなければならない。所得税法や法人税法をわかり易いものにすると言明することは、容易である。然し、わかり易い法文を作成することは、誠に至難な事業である。誰かが主になつてやらなければならないが、最初から原案に完べきを期待すること自体が誤りである。それは誰にも不可能なことである。原案は、主税局や法制局で練られて草案になるのであるが、これとても、国民の声を聴かなければ、却つて条数多く、長文の法文になるであらう。国会への政府提出法案にする前に、草案を作成し、必ずこれを公表し、国民に批判をなす機会を与えなければ、非民主主義・権力主義のそりを免れないであらう。

一九六三年七月

日本税法学会
常務理事 中川 一郎

前号(一五〇号)目次

行政事件訴訟法の研究 (8)	須貝 脩 一
現行税法における留保金 課税制度の性格と問題	北 野 弘 久
租税法上不適及の原則 (3)	波 多 野 弘
ドイツ法人税法の研究 (3)	須貝 脩 一・清永 敬次 村井 正・浅沼 潤三郎
外国税法用語訳語カード 中間整理報告 (7)	中 川 一 郎

裁 判 例 学 会 記 事

巻頭言

日本税法学会も創立満十三年を迎えた。回顧すれば、誠に遅々たる歩みではあつたが、ともかく無から有を生ぜしめてきたことは、ひとえに三〇〇人余の会員の御協力のおかげである。本誌も一六六号であり、とかくの風評があつても、バックナンバーの市価は、定価を遙かに上廻つてゐる。編集ならびに内容ともに、もとより現況に甘んずるものではないが、それにしても、定価以上で売られてゐることは、それだけの需要があるものと考へてよからう。もちろん、反省を重ね、内容充実をはかると同時に、税法の発展に、単なる言葉の上でなく、いささかでも実際に寄与することにつとめなければならないが、そのためには、その税法が、憲法の理念を最高理念とする民主主義税法であること、を、再認識しておかなければならない。租税法律主義を實質的に否認せんとするような理論に対しては、たとえそれが意識的なものではないにしても、寛大であつてはならない。国庫主義・非民主主義理論に対しては、立場を異にするのであるから、いつまでもこれを相手にしていることは、立場そのものの説明にとどまる。こゝろでそろそろ、われわれは、個別的な具体的な問題の研究に進み、もつて税法の体系・構造の洗練化のための準備に着手しなければならない。もちろん、外国税法から転用したあらかたの税法体系は、われわれの脳裡に用意されてはゐる。しかし、それがわが国の実定租税法規にそのまま適合するものではない。

他の法学に比し、税法の未熟性が指摘されている。しかし、長年月の研究歴史を有する他の法学と比較すること自体が誤りである。極めて少数の者により、十年や十五年研究して、新しい税法体系など完成するものではない。これから更に数十年も要することは確実である。われわれは、その場かぎりの功をあげるものではない。しつかりと大地に腰を落ちつけて、風評などにこだわらず、こつこつと研究に精進し、着実に歩一歩と、税法の確立につとめればよい。

当学会の組織・運営についても、反省すべき点があろう。しかし、それこそ、形式主義でなく、実質主義で考へべきであり、徒らに、文字の上で整備するだけでは、なんの実益もない。可能なことを、黙々と実行して行くことが、最も重要なものではなからうか。

一九六四年一〇月

日本税法学会
常務理事 中川一郎

前号(二六五号)目次

行政事件訴訟法の研究 (23)	須貝脩一
租税法律不遡及の原則 (14)	波多野 弘
ドイツ法人税法の研究 (19)	須貝脩一・清永敬次 浅沼潤三郎
北野氏の判例研究に関する疑問 (2)	須貝脩一
須貝教授の御批判をうれしく思う	北野 弘久
低価譲渡に関する法人税基本通達 について須貝・北野論争を駁す	伊地知 大介
再び利子平衡税について	中山 治三郎
租税判例追補 (4の一四)	中川 一郎
オーストリア租税基本法 (8)	中川 一郎

学会記事

巻 頭 言

本誌も創刊以来、本号をもつて満15年を迎えた。税法学という用語自体が、15年前本誌によつて初めて使用されたのである。それは、日本税法学会が創立される以前のことであつた。実にわが国の税法学は、本誌とともに発展してきたといつても過言ではない。当時を回顧すれば、感無量である。租税を法学的に研究するといつても、行政法各論の一つに過ぎないではないかと、軽くあしらわれた時代である。

ところが、租税に関する事件が司法裁判所へ提起されるに及んで、全く新しい問題が登場してきた。それは、行政法理論や簿記会計論では解決できないものであり、また税務計算だけでは、裁判ができないのである。殊に、租税に関する行政事件になると、ほとんど税務行政処分の取消変更、もしくは無効確認を求めるものであるから、裁判所は、その行政処分が違法であるか、適法であるか、違法であるとしても、単に取消しうるに過ぎないのか、当然無効なのかの法的価値判断をしなければならないのである。しかも、それが税務行政処分の内容である課税標準や税額の問題になつてくると、計算以前に、いわゆる実体税法の諸規定の解釈・適用の問題が先行するのである。しかし、それらの規定の解釈は、未だかつてなされたことがないものばかりである。税務官庁は、自ら発遣した通達に基づき税務行政処分をなしたのであるから、その通達による解釈・取扱自体を法的に検討しなければならないのである。一体、それをどのようにしてなすのか。ここに税法の法学的研究の誕生が、裁判の実際上の要請として必要になつたのである。すなわち、税法学は、その出生の時、既に税務行政に対する批判検討という歴史的使命の達成を約束されたのである。したがつて、税法学は、通達の法的根拠を探索し、その正当性を弁護することを使命とするものではなく、まし

てや通達の無批判的な紹介や解説の如きは、税法学のたずさわるべきことではない。同時に、税法学は、通達の正しい妥当な解釈・取扱いに対しても、納税者の利益擁護のみを目的として、非合理的な排撃をするものであつてはならない。したがつて、税法学は、税法の解釈および適用に対する客観的に正当な原理をそなえなければならない。客観的に正当といつても、それはその国の憲法により歴史的制約を受ける。すなわち、その時代の憲法に適合した税法の解釈・適用の原理こそが、客観的に正当なものである。非民主主義憲法のもとでは、非民主主義税法学理論こそ正統であり、逆に民主主義憲法のもとでは、民主主義税法学こそ正統税法学なのである。民主主義税法学は、租税法律主義と法平等性の原理を最高至上のものとして、その上に樹立されなければならない。これらの原理原則の事実上の否定は、いかなる場合においても、例外なくこれを認めることはできない。租税法律主義、それは、租税に関する法律関係を立法化さえすれば、その使命を果たしたのではなく、租税に関する法律関係がこの制定された法律および委任命令のみにより規律されるときに、初めてその使命を果たすのである。

15年間、われわれはひたすらこの道を行ってきた。いよいよこの15年を転機として、歩んできた道を整備し、誰もが通行するように一大工作を加えなければならない。その意味で、明春一月号より新しい衣裳で内容を一新し、再出発を期するのである。

1965年12月

日本税法学会

常務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

昭和26年11月5日、京都大学構内において、本学会の創立総会ならびに第1回大会が開かれてから、満15年目を迎えた。これを記念して、去る5日、6日、宝池の国際会議場で記念大会・祝賀会を盛大に挙行了。15年前には、各大学の公法・私法の専攻を問わず、税法に関心を有する学者、一部の法曹家、職業会計人に発起人を願ひして発足し、会員も120名余であつたのが、今日は約4倍の470名余に達した。創立当時は、職業会計人は少数であつたが、現在は、公認会計士・税理士のみで45%を占めるに至り、これが他の法学会に比較しての本学会の特色にもなつた。もつとも、税理士全部の人数からみれば、1.5%にも達しない。しかし、これらの職業会計人は、単に書物を通してではなく、毎日税務にたずさわっている人達である。もちろん、その多くは会計に関する仕事ではあろうが、税法上の具体的な問題を始終もっている人達である。われわれ税法を専攻する者と違つて、毎日納税者に接し、税務調査にも立会う人達である。これらの人達が求めるものは、税法体系ではなく、税法の実践理論である。税法のこまかい解釈技術の問題であり、法論理の運び方の問題である。これらの人達は、真剣に納税者の税法上の権利擁護のために、税務行政と取り組んでいるのである。学会としては、これを無視することはできない。大学における講義のための研究ではなく、また著述のための研究でもない。もちろん、税法体系の確立や、基礎原理の研究を否定するのではないが、それらを内蔵しておいたうえでの、具体的な税法解釈論が要請されているのである。学会としては、この要請にこたえることも、その使命の1つである。換言すれば、これらの人達を失望させないことが必要であることを痛感するのである。その意味において、通達の批判や、法令、判例の検討、参考になる外国の税法の紹介は、今後益々活潑になさなければならない。

今1つ、職業会計人が会員の多数を占めていることに関連して考えるべき問題がある。それは、税理士制度の根本的改革の検討である。政府も、

日税連も、税理士法改正の問題は検討しているが、恐らくは、税務行政官庁の監督から完全に解放された税理士を念頭においているものとは考えられない。私は、税理士法が制定された直後から、国税庁の監督を受けない税理士を念頭に置き、実現されないままに、本学会と同じく、15年を経過した。税理士は、納税者のためには、時には税務行政処分の違法を追及しなければならない。しかし、それは、監督を受けている者が、監督者のなした行為を非難することになる。それが果して十全に可能であろうか。行為の是正をお願いすることはあり得ても、黒白を争うことは、實際上考えられない。形式上は、黒白を争うていても、実際上はお願いに過ぎない。これでは、納税者の味方になつてくれる者はないということになる。いかに税制が調査審議され、今日とは一変してわかり易い税法になつたとしても、納税者には、税法上与えられた権利を自ら行使する時間がない。勢い税理士に税務代理を依頼しなければならないが、その税理士が税務署の監督を受けているのであるから、権利擁護とはいつても、そこには限度があり、権利は完全には行使されずに、終るのである。ここに諸外国に比して、わが国の非民主的な特徴がある。この重大な欠陥を根本的に是正しなければ、税法の改正も、納税者にとつては実益を伴わないものとなる。私は、10年後の実現を期して、税理士法改正試案の作成に着手したいと考えている。単に税理士会および税理士の税務行政官庁の監督からの解放を抽象的に提唱してみても、実現へは一步も近づかないことはわかりきつたことである。学会の会員の意見をよく聴きながら、腰を落ちつけて、まず要綱を明秋の大会に間に合うよう練つてみたい。会員のご協力を切に希望する。

1966年11月

日本税法学会

常務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

ついこの間 100 号記念号を刊行したのに、また 200 号記念号の刊行とは、いつそんな歳月が経過したのかと眼をこすりたくなる。この調子で行けば、500 号記念号も東の間である。

100号記念号の巻頭言では、「200号記念号には、この租税委員会の活動に対する賛辞をもつて巻頭言としたいものである。」と述べた。日税連筋の租税審判所設置案がこれに類似したものであるか否かは不詳であるが、租税委員会案は、実現は愚か、この 8 年有余話題にもならなかった。

今度は、300号記念号で、実現の兆し漸く現われると書き得るようなことを述べよう。

一体、民主主義とは形式的手続のみを尊重し、実質というものを等閑に付してもよいものなのか。国会が立法機関であるということは、政府提出法案を多数決で可決するという手続自体に意味があるのか。

問題を税法に限定しよう。この数年は、政府の諮問機関である税制調査会が税法改正に関する答申を総理に対してなし、この答申を参考にして主税局が税法改正要綱を作成し、それが与党の承認を受ければ、改正法案を主税局において立案し、これが政府法案になるのである。法案の提出を受けた国会はこれを大蔵委員会の審査に付託する。委員会においては、政府委員によつて法案の趣旨説明がなされる。衆知の如く、これは極めて簡単なものであり、逐条的になされるものではない。これに対して与野党議員の質疑がなされる。もとよりこれも逐条的になされるものではなく、関連質問といえまいもないこともないが、税務行政に対して、あるいは税制に対してなされており、問題の法案の審査とはいえない程度のものである。いかに有能な大蔵委員をもつてしても、膨大かつ頗る難解な税法案を短期間に理解することは到底不可能である。しかし、委員会にはわれわれの税金によつて調査室が設けられている。議員自ら法案を読まなくても、調査員が税法案の提案理由、問題点、利害得失その他必要と認められる事項の調査・参考資料の作成をすることになっている。もしそれが逐条的になされているのであれば、当然逐条的な質疑がなされる筈である。どんな調査参考資料が作成されるのか知らないが、われわれ専門学者が読んでも仲々理解し難い法案について

精々一か月位いの間に逐条的な報告書が作成できるものでないことは明らかである。してみれば、大蔵委員会では、税法案の逐条審査はなされていないということになる。そういう税法案が多数決で委員会から本会議に移り、ここでまた多数決で可決されてしまうのである。不思議にこういう場合には、牛歩戦術とか乱闘というような子供に見せたくないテレビのシーンは一度も見られない。

このように見てくると、国会が立法機関ではなく、税法案を立案する主税局こそ、実質的に立法権を掌握しているものと考えざるを得ない。税法案のどこに民意が反映しているといい得るか。第一線の税務職員にもわからないような税法が、誠にいまいしき牛歩戦術や乱闘をも辞さない国会をどうしてフリー・パスするのであろうか。税法案の審査、税法の立法とは、主税局の立案した税法案を多数決で可決すること以外の何ものでもない。われわれが正直に投票し、正直に納税したのは、国会で単なる多数決という手続だけをしてもらうためのものであつたのであるか。

既に民主権を明定し、民主主義を理念とする新憲法が施行されてから満 20 年になる。民主主義が借物であつたとしても、もうそろそろ消化し、わが物にしてよい筈である。1 回や 2 回で成功しなくてもよい。野党の大蔵委員が逐条審査に毎回乗り出すならば、やがては立案自体も慎重になるであろう。昭和 37 年通則法制定以来の「簡易平明化」というスローガンは、単に法案の国会フリー・パスの戦術に過ぎなかつたのか。どうして、憲法の精神に反するようなことを敢てするのか。無償で資産を譲渡したら、時価と帳簿価額との差額が、譲受人ではなく、譲渡人に収益を生ぜしめるというような公正妥当な会計処理の基準にも反することを認めた明文は、逐条審査をしておれば、修正された筈である。300 号記念号では、真に国民にわかり易い税法への立案の意欲が具現化し、与野党そろつて税法案の逐条審査をすることが常識化していると書きたいものである。

1967 年 8 月

日本税法学会

常務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

税法学という誌名で本誌を創刊して以来 204 か月、満 17 年になる。税法学も、独立の法学部門として通用するだけの年数を経たと自負していたところ、身近で足もとをすくわれる事実遭遇した。

今月初旬、福岡大学で大学院学生に、税法学に関する外国文献を 1 冊づつ手にとつて教えようとした。これらの外国文献の大半は、1 年前に私がリストを作つて発注したものであり、7 割程度は入荷済み、既に中央図書館で整理を終り、大学院図書室に移管されている由を知つた。早速学生と図書室にはいり、法学部門を調べたが、一向にそれらしきものが見当たらない。何かの間違いであろうと考え、法学以外のところを調べてみた。漸く経済学の方から大量にでてきた。そのままではどうにもならないから、早速法学の方へ移し、判例集、法規集、コンメンタール、レーヤブーフ、アブハンドルンクにわけて配列しようとしたところ図書課長から、配置がえされては図書館として管理・検索に支障を来すとの意見を聞いた。どうしてかというその説明を聞いてびつくりした。税法に関する図書は、「345 租税 (国税) Taxation」で分類整理されているというのである。この 345 は、法学ではなく、経済学の中に所属している。なぜそのような分類をしているのかと聞いたら、社団法人日本図書館協会の編さんになる「日本十進分類法」によつているからということである。旧制大学時代より存続する大学は、大学独自の方法で分類しているであろうが、終戦後できた新制大学は、大半この日本十進分類法によつてゐることである。345-1 をみると、「租税政策、税制、税務行政、租税法」となつてゐる。まさに横っ面をはられた心地がした。図書館としては、日本十進分類法という公の分類に従うのは当然のことである。かつてにそれを法学部門へ配置がえされては、管理にも困るであろう。しかし、このままでは、研究にも、指導にも不便である。AO のコンメンタールも諸所方々にあり、その隣りに租税政策のものがあつては、どうにもならない。法学の方にあき番号があればよいが、それが無い。

といつて、ここで税法学を法学部門に入れるがために、日本十進分類法を改訂して、既定の番号が変更されるようなことになつたら、それこそ図書館は大変である。何 10 万冊の図書全部の再分類など考えただけでもぞつとする。日本十進分類法は、数年前に改訂されたいが、おそらく税法学や労働法学を、法学部門に編入することは、技術的に不可能であつたのであろう。将来とも実現を期待することはできない。考えられることは、番号の前に特別の記号を付して、第二日本十進分類法を作成することである。税法学の図書・雑誌はすべてこの第二分類法の法学部門に編入し、租税制度、租税政策、租税論等は、従前どおり、第一分類の経済学部門に残置しておけばよい。このような方法でも講じなければ、今後新たに誕生してくる学問に対処できないであろう。しかし、この第二分類法を図書館協会へ提言しても、いつ実現することかわからないから、私は大学の図書委員の先生にお願いして、税法学に関する限り、特殊の記号番号を付して、早急に法学へ編入し、大学院で活用できるようにしなければならないと考えている。

こんなことでは、「税法学は実際に存在するのか」と皮肉られても致し方がない。私も図書の分類までは気がつかなかつた。しかし、将来は第二分類に属する学問が発展するのではないか。そのためには、税法学に関する限り、税務訴訟の増加することが前提となるであろう。社会的需要がなければ、学問は発展しない。西ドイツのせめて 35 分の 1 になるとしても、現在の 10 倍である。税務訴訟が現在の 10 倍、20 倍と増加して行つたならば、法曹界はもとより、社会一般の税法学に対する関心度は高まるであろう。果して明年は、今年に比してどのような数字がでてくるか、それを楽しみにしながらひたすら税法学に精進しよう。

1967 年 12 月

日本税法学会

常務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

5月11日の第34回総会において、学会の新規事業が4つとも可決されたことは、誠に喜ばしいことである。創立18周年を迎え、会員も620名余に達したのであるから、いつまでも誕生日なお浅い税法学とはいっておれない。そろそろ、ここで一段と税法学の研究に推進力が加えられるべき方策が講じられなければならない。そこで考えたのが、およそ研究にまず必要なのは、文献と資料の整理ということである。

文献については、日本税法学文献集と外国税法学文献集の編さんである。日本税法学文献集は一日も早く発行すべきであると考えたので、今秋10月26日開催の第35回大会までに会員に実費頒布できるよう早速着手した。もちろん全会員の協力がなければ到底予定期限までに発行することはできない。会員各位多忙であることは充分承知しているが、1人が10枚の原稿を書かれても、6,000枚になることが考えられ、積極的なご協力をお願いする次第である。事務局だけではなく、全会員がこの作業に協力されてこそ、また学会の事業としての意義がある。

外国税法学文献集の編さんは、諸外国にもその例を見ない画期的なものであり、仲々の難事業であることが予測される。従ってこれを短期間に実現することは不可能であるが、長期事業計画としてならば、決して不可能ではない。昭和51年(1986年)秋の創立満25周年記念事業として、ぜひ全会員の協力により実現したい。まず、明年中にわが国の大学、研究所、図書館に蔵書されている外国文献を調査し、いずこにも蔵書されていない単行本や雑誌があれば、諸外国から購入しなければならない。このように、日本文献とは異なり、外国文献については、文献自体をわが国に確保することが、先決問題である。なるべく早く実行委員を委嘱し、一日も早く調査に着手しなければならない。

第3の事業である外国税法法規集の編さんについては、既に本誌においてかなり翻訳され、また目下翻訳中のものもある。全く手がつけられていないものは、比較的少ない。従って今後、特定の会員に翻訳を委嘱し、訳文を毎月本誌に掲載しな

がら、昭和46年秋の創立満20周年を目標として進めるならば、必ずしも実現困難ではない。これが発行されたならば、外国税法の研究も容易になるから、随分活発になり、勢い視野は広くなつてくることであろう。世界の場における日本税法学の研究がすべての会員によつて支持されることになろう。

最後の新規事業は、共同研究である。とりあえず、テーマを「租税回避」とした。租税回避に関する諸外国の文献を多数会員により分担研究し、本誌に研究の結果を掲載するとともに、次期大会においてこれを報告し、その報告を中心としてシンポジウムを行なう。これを数回続行して行く間に、次第に租税回避の問題は開明されて行くであろう。もちろんこの間においても、租税回避以外の問題についての研究報告を封じようというのではない。一つのテーマについて種々の研究が発表され、これに対して意見が交わされれば、同じ民主主義の価値観に立脚する限り、表現の相異はあつても、相反する結論にはならないであろう。従つてこの種の研究は、同じ価値観に立脚することを前提要件とするのであつて、価値観の相異なる者の間には、税法学上の論争を期待することはない。われわれは税法学以前の問題を研究するものではない。民主主義に立つべきか、非民主主義に立つべきかは、既に憲法が解決済みである。われわれは、国民の税法、国民による税法、国民のための税法であるとの理解の上に国民税法学を樹立しようとするのであつて、国民を統治の客体として把握し、税法を納税取締法規であるなどとは、片鱗だに考えていない。職業のいかんにかかわらず、学会員としては、すべて同じ考え方に立っている筈であり、その限りにおいて共同研究により、学会は一段と発展するであろう。

1968年5月

日本税法学会

常務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

186名という多数会員出席のもとに第37回大会は盛会裡に滞りなく終った。10年前の第17回大会の出席者30名、5年前の第27回大会の出席者50名と比較すると、確かに飛躍的增加である。大会記録を本号から3回にわたり掲載するが、大会の内容も他の学会に比し決して劣るものではない。それにもかかわらず、相変わらず税法は他の法学より遅れているものと一般に考えられている。

税法の専攻者が少なく、またその層が薄いことは、事実である。しかし、アメリカ、イギリス、ドイツ、オーストリア、スイス、フランスにおいて、税法の専攻学者をせめて3人づつでも数え得るかという、極めて至難である。第一、外国には税法学会が未だに設立されていない。少ないにしても、わが国の方が税法専攻者は多い。しかし、他の法学に比すれば、専攻者は少ない。その原因は、法学部に税法の講義を設けている大学が少なく、殊に税法だけの担当教授を置く大学が極めて微々たることである。税法を専攻したのでは、大学の教職員になれる可能性は少なく、勢い若い学徒は、需要のある民商法・刑法・憲法等の専攻を希望するのは当然である。将来、税法が司法試験の科目に加えられるようなことになれば、事情は一変する。しかし、それは税務訴訟が激増し、地方裁判所に租税部が設けられるか、第一審の司法裁判機関としての租税裁判所が設置されるようなことにならなければ、その必要性は現実化しないであろう。昭和41年までの20年間における税務訴訟の第一審受理件数は、僅か2,755件であり、西ドイツと比較にもならない程の件数であることについては、屢々紹介した。ところが昭和43年度は、一躍1,300件余に激増した。今後、毎年2,000件、更には3,000件ということになれば、租税裁判所の設置、司法試験の科目に税法の追加も夢ではなくなる。

しかし、かかる夢が実現する以前において、税法は税務訴訟に対し有用・有益な法学として確立されていなければならない。それは税法の解釈法学である。立法法学としての税法を決して軽視するものではないが、まずもって、せめて国税通則法・国税徴収法・所得税法・法人税法・相続

税法・租税特別措置法・地方税法の全部にわたつての条文解釈を骨子とする解釈法学が必要である。その確立のためには、法源を異にするが、ぜひとも外国判例を参考にしなければならない。特に必要なのは、租税判例の最も多い西ドイツのBFH(連邦財政裁判所)の判例である。既にBFHの判例は、1951年以来今日まで Bundessteuerblatt(連邦租税公報)に収録されたものだけでも、実に7,000件余に及んでいる。殊に最近では毎年500件余が収録されている。これらのうち、わが国の税務訴訟の参考になるものが30%としても、既に現在2,100件余の判例があり、今後これが増加して行くわけである。しかも、判決要旨だけでは参考にすることができない。この程度のことであれば、西ドイツのコンメンタールを見ればよい。どうしても、事実、判決理由及び引用法条をも詳細に紹介し、多少解説を加えなければ、税法解釈学の資料にはなるまい。たとえ他の既成法学において実践されていなくても、特定の税法においては、絶対的にかかる資料の作成が必要である。解説こそ加えられていないが、既に当学会では租税回避及び隠れた利益処分について、また私は別に信義誠実についてのBFHの判例を紹介しつつある。なるべく早くこれを完成する。しかし、その他のBFHのすべての判例からも選択して、その紹介を敢行したい意欲に燃えている。それは長年月を要するであろうし、しかも資料作成であるから誠に地味な楽屋裏の仕事である。しかし、こういう資料を参考にした税法の解釈でなければ、場当たりの思いつきのものになるおそれがある。幾多有能な篤学の士が輩出したとき、初めてこの資料作成は可能となり、わが国の税法の質的向上も約束されるのであろう。

趣味・娯楽も税法の研究以外に見出し得ない私は、卒先してわが生涯をこの仕事に引き続きぶちこむ。願わくば多数の会員が、税法発展のため、この仕事に協力されることを切望する。

1969年11月

日本税法学会

専務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

1951年11月5日に創立した当学会は、本年20周年の成年式を迎えたのである。実に早いものである。公的養護も受けない施設で育ち、世間からは蔑視され、児童期になると精薄児扱いされ、少年期になると差別待遇、脅迫が相つぎ、果ては自殺の勧奨、これでも国民主権の民主主義国家であるかと悲憤したのも、ついこの間のような気がする。育ちが悪いといえば、まさに温床育ちではない。しかし、いよいよ成年になつたのであるから、これからは社会の一員として自己責任において初志貫徹に邁進することができる。

相変わらず行政法が必須科目として設けられていない大学は僅少である。これに反して税法学が講義されている大学は少なく、殊に税法学専任教授に至つては数える程もない。大学の改革が唱えられても、六法を中心とした・司法試験を中心とした法学に対する伝統的な考えは一気に払拭されるものではない。しかし、よく考えれば、大学を中心として学問を考えること自体が反省されなければならない。終戦前においては、大学の数も少なく、学問は確かに大学中心であつた。しかし、法学部または法学科のある大学が60余にもなつた今日においては、事情は一変した。加うるに終戦後の学制改革により、学問の研究よりも教育に重点が置かれ、殊に最近の如く大学の再改革に教授が多くの時間を費すことを要請されると、心ある者でもその余暇をみて研究する外はない。更に大学経営・行政にむしろ関心をもち、研究から脱落して行く者も多い。研究をしなくても、大学の講義はできるからである。このような現代の趨勢のもとにおいて、税法学の発展を大学中心に求めることは至難である。むしろ個々の大学を超えて、当学会が税法学研究の中心となり、推進力とならなければならないことを痛感する。当学会こそ、税法学の真の最高学府であると考え、それにふさわしい研究活動をすべきであろう。幸いにして自然科学とは異なり、莫大な経費を要する機械、器具を必要としない。必要なのは文献だけである。さすが国立大学は多額の図書予算を国民の税金から受けているから、税法学の文献も現に相当数を蔵書している。しかし、管理不行届のために、法

令集、判例集、コンメンタールいずれも使いものにならない。外国文献はレーヤプフとアプハントルンク以外は、例外なく加除式である。その追録の管理が行なわれていないから、1970年のものを購入すると、5年経つても1970年購入時の台本とその後の追録が積み重ねられており、やがてその追録も散逸してしまうという現状である。税法学の文献の管理が一応なされている大学は皆無であると断言できる。われわれのように先進国の文献はこれを読まなければ、日本の税法を対象とする税法学でさえ研究できるものではないと確信している者には、外国文献を大学に依存することはできない。幸いにして私は20年後を見越して、毎年外国文献を蒐集し、管理は時間を惜しまず自分でしてきた。加除式文献の加除を自らしないような者は、税法学を研究する資格がないと考えている。職人根性といわれても、自分で加除すれば除去頁のうち自分の研究に必要なものは保存ができ、それがどれだけ重要な資料となるかを、幾回となく体験した。今日、英国、西ドイツ、オーストリア、スイスの税法学の文献は、必要最少限度完備している。今後も毎年外国文献を蒐集して行くから、税法学の研究には絶対支障を生じない。新しい学問を創造するには、自力で出版しなければ到底目的を達成することはできないと考え、三晃社を創業してから早や23年になる。本誌を初め、学会関係出版物が原稿さえそろえば旬日にして発行されるのも三晃社あつてのことである。月1回ではあるが、各地区研究会が行なわれている。大学院のゼミナール以上のものである。

このようにみえてくると、税法学の最高学府としての実質を当学会は既に十分完備している。この上は税法学の研究に全会員の協力を要望するだけである。そして10年後に、世界各国に誇るに足る学会へ発展することを期待することは、果してドンキホーテであろうか。

1971年1月

日本税法学会

専務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

本誌も第250号を迎えることになった。私が本誌を個人雑誌として発刊したのは、1951年1月であり、同年11月5日、日本税法学会が創立されるや、その機関誌となった。創刊号以来毎号この巻頭言を編集責任者として書いてきた。肩書きは、第10号までは、税法研究所の前身である「綜合法規研究所長」、第11号から第226号までは「日本税法学会 常務理事」、第227号以降は「日本税法学会 専務理事」としてきた。単に「編集責任者」でもよいが、学会機関誌であるから、学会名、役員名を明示したのであり、まさかそのことによってこの巻頭言の内容が学会を代表する意見であるなどと世間から考えられようとは夢想だにできなかった。あくまで私個人の巻頭言であるが、今更それを明らかにする必要もなからう。

この巻頭言の執筆者を数人持廻りにしてはどうかという考えもある。当学会には、私とは比較にならない程、評論に長け、その文章にも極めて説得力のある会員が多数おられることは、百も承知している。従つて執筆持廻り案は、極めて妥当である。しかし、定期刊行物であり、字数に制限があり、しかも校正で数行伸縮を僅か30分以内にしなければならない技術上の点、並びに過去20年間における本誌に対する寄稿の実績に徴し、全く実行不可能な案であると断ずる。敢えてといわれるならば、私は編集責任者を辞する外はない。

本誌の編集方針に対して、異論のある会員もある。営利雑誌ではないから、市価並みの原稿料を支払うことはできない。精々各大学の法学雑誌並みの原稿料しか負担できない。そのためか否かは知らないが、ある程度の期間をつけて原稿を依頼しても、毎月原稿の集まりは極めて悪い。勢い私が穴埋めを毎月しなければならぬ。甚だしいときは、半分以上私が穴埋めをしている。決して本

誌は、西ドイツのものに限定しているわけではないが、私が主として穴埋めすることになれば、西ドイツ税法を専攻しているのであるから、勢い西ドイツものが多くなるのは当然である。学会の共同研究のテーマとして「租税回避」を定め、これに関する英、米、西独の判例紹介を本誌に掲載し初めたのは、211号からである。アメリカの判例は、最近のものまでではないが、一応219号で終つた。西ドイツの判例は、頗る件数が多いために、未だに終了していない。イギリスの判例は、229号から掲載したが、同号に掲載した2件だけで、その後中絶している。執筆担当者私が決定し、判例のコピーも私が作り、当時既に送付済みである。督促をしても、原稿が来ないから、英国判例が掲載されず、その結果西ドイツものが圧倒的に多いというだけである。大学教授の執筆になるもの、または外国文献の引用がなければ学術論文ではないなどと私が決めつけたことはない。唯、本誌は税法学に関する学術雑誌であるから、財政学や税務会計に関する論文・資料を掲載することは避けている。従来会員から寄稿された原稿で、2、3の例外はあるが、殆ど掲載を拒否したことはない。却つて原稿を読んでどうかとは思いつても、会員の寄稿であるから敢えて掲載し、後日会員から原稿を慎重に取捨選択してほしいという妥当な投書を従来数多く受けてきている。決して編集責任者として西ドイツものに限定していないことを明らかにしておくとともに、本誌は、政治運動や職業団体の機関誌ではなく、税法学に関する純学術雑誌であるから、それにふさわしい学術論文・資料の寄稿をこの際改めて全会員に求める。税法学に関する純学術論文・資料が殺倒し、現在の48頁を増頁しなければならぬ日が早く到来することを期待している。私の目前で文選・組版

が行なわれるのであるから、毎月 1,000 頁以上の印刷は極めて容易である。

会員も 1,000 名を突破すると、税法学の研究と全く関係のないことで、学会運営上煩わしい問題が起きてくる。今日は、まさに本学会のアンチテーゼの頂点であるとも考えられる。私はあくまで本学会の目的に即し、多数会員の意見と役員会における論議を中心にして、今後も本学会を運営して行く。学会の目的に即し正しい方向に発展せしめんとする会員の意見は、たとえそれが少数であっても、敬意をもつてこれを尊重する。しかし、本学会の目的に反するような意見並びに行動は、絶対にこれを受け容れることはできない。もし、本学会に対し一方的にかけられた期待が外れ、私の運営を不満として退会者が続出し、その結果会員数が激減しても、退会は会員の自由であるから、私は全くそれに対し何等の措置も講じない。更に税法学は本学会の独占物ではないから、それらの会員によつて新しい学会が設立されようともこれまた自由であり、絶対に私は間接にもこれを阻止しない。却つて私は、たとえ会員数が激減しても、本学会がここでジーン・ジョッシュに発展すべき時期が到来したと考えている。

この字数の限定された巻頭言を過去 20 年余続けてきたが、毎号これの執筆に要する時間と労力と配慮は、本人である私以外には真に理解できない。しかも、その内容たるやもとより学術的なものではない。日本語には、ドイツ語のような Konjunktiv (接続法) が少ない。それだけに限られた字数でニュアンスをもたすことは極めて至難である。しかし、私は敢えて毎号細かい神経を使いながら、私なりにニュアンスをもたせて書いてきた。BFH の判例には、dürfte, hätte, könnte, möchte, müßte, sollte, wäre, würde 等の文言を用いた判決理由が頗る多い。必ずそこにはニュアンスが含ませてある。このニュアンス

を理解せずに BFH の判例を読んだのでは、飛んでもないことになる。原判決を破棄し、原審に差戻す際における原審に対する指示の文章中にはかかる文言が使用されている例が多い。これを皮肉な表現であるが、「素直に」読んだのでは、誤訳ないし創作になる。私は大学院の税法学演習では、BFH 判例を読みながら、専らこの点に配慮している。50 才に近い院生にも必ず数回音読させている。1 回では駄目である。数回音読をしているうちに、わからんなりに、何かニュアンスがありそうなことが次第にわかつてくる。黙読では絶対駄目である。音読させた後に、Konjunktiv のところは特に時間をかけ、しつこい程丹念に説明をする。学部で税法学体系を使つての講義の際も、時間の許す限り、私は必ず音読する。読み方、ベトネン (強調) の仕方、リズム、これらによつて学生が黙読するのとは、理解の仕方は必ず相違する。この巻頭言も、この数年間は原稿を音読し、長男に聞かせ、その意見を時には素直にとりいれ、校正で再び音読し、朱をいれることも屢々である。ドイツ語ならばともかく、日本語で書かれたこの巻頭言の内容については、大半の会員には誤解を招くようなおそれはないと確信している。もとより私の意見に同調して下さいというのではない。初めて聴講する連中には、私の漫談、洒落がわからない場合が頗る多い。私は、必ず聴講者の顔を見ながら話するのであるから、壇上から見ておればそれがすぐわかる。そうした場合には、一々注をつけ加えたり、解説したりすること程いやな思いをすることはない。同様に私は、巻頭言について解説をしたり、著しきは弁明したりする気には絶対になれない。私の巻頭言の内容がどのように理解されようとも、私は絶対に弁明をしない。弁明する必要もない。「読みようである。」というの外はない。

私の巻頭言の内容と、日本税法学会に対する期

待とも、これまた何の関係もない。私も研究をしているのであり、完成された人間とはもとより考えていないから、刻々と成長を続けている。20年前の意見が現在も同様でなければならないということは、発展を無視するものである。それをしも変説といわれても、私は発展を認めてくれたものと理解しておく。一旦研究発表した内容には、永遠にそれを基点としなければならない拘束性があるなどという考えは私の採らないところである。

「現段階ではこういう学説であります、将来いかように変わるかわかりません。」というような注をつけておかなければ、研究発表をする資格なしなどとも毛頭考えていない。これからBFHの判例を項目毎に、判決年月日順に研究紹介して行けば、将来どのように私の学説が変わるかもわからない。唯、弁証法的発展をするということだけは確言できる。

所詮研究論文でもない評論まがいのこの巻頭言に随分貴重な時間と労力と神経を消耗してきた。わが国では、巻頭言を設けている雑誌が多いから続けてきたのであるが、大学の法学雑誌などには余りその例を見ない。西ドイツの税法の専門誌に

も、Geleitwort を設けているものは余り見ない。却つて表紙裏は広告が多い。

巻頭言を書く時間と労力と神経を、BFHの判例の研究紹介に転用するならば、楽しみながら1件や2件は消化できる。この際私は身の煩わしさから一つづつ解放されたい。今後一切の講演をおことわりし、明春3月末をもつて大学院の講義・演習を積極的に辞退するのもその一つである。それは学会運営に益々専従せんがためである。その意味で、多数会員の意見に反するかも知れないが、250回にわたり続けてきた巻頭言を今回をもつて終りとしたい。私は生涯を賭して、当学会の発展、税法学の研究、「西ドイツBFH判例集」の完成に努めたい。これが私のすべてである。従前にも増して学会の発展への運営に専念することを誓い、異例の3頁に渉る巻頭言をもつて巻頭言終焉の辞とする。

1971年11月10日

日本税法学会

専務理事 中 川 一 郎

日本税法学会創立20周年記念事業

西ドイツBFH判例集 (1)

編集責任 中 川 一 郎

「BFHの概要」「BFHの裁判実績」信義誠実に関する1951年～1958年のBFH裁判例を収録。1959年以降の判例は明年6月発行の追録に収録。

租税回避、隠れた利益処分、経済的観察法等の判例は項目別に追録をもつて順次収録。

定 価 2,500円 ㇿ 140円

会員頒価 2,000円 ㇿ 140円